

平成15年9月10日

豊島区法定外税検討会議

会長 中村芳昭 殿

第一部会委員 堤 良三

豊島区の法定外税に関する報告書（案）に係る意見について

標記のうち「 放置自転車等対策税」に係る部分について、下記のとおり私見を申し述べますので、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願いいたします。

記

1. 課税標準について

報告書（案）の8ページ「4. 課税の基本的な仕組み」において、放置自転車撤去台数や自転車駐車場利用台数を課税標準とする豊島区の構想を否定し、駅の乗車人員数の合計を課税標準とすべきとしておりますが、これについて少しく疑問をもつものであります。

課税客体は納税者の何らかの活動や状態を示すものでなければならないのが通常「税」を構成するための原則であるとしても、放置自転車と鉄道駅の乗車人員との何らかの関係を説明する上では、誤解を招く恐れもあるものと思われます。一般的には、駅に集散する自転車は、駅の乗車人員数に必ずしも比例するとは限らず、駅周辺の地形、住居地の配置展開や通勤通学人口、道路整備の状況、道路混雑の状況、路線バスの運行経路や頻度等々によって、また気象条件によっても変わるものと思われます。よって豊島区内における各鉄道事業者の活動の規模ということで単純に駅の乗車人員数を課税標準とすることが果たして合理的であるのかどうか、この点について十分に理解が得られるようにすべきであると考えます。

2. 鉄道事業者に求める費用総額の上限について

報告書（案）によれば、課税の前提として（6ページ11行～）「第二は、豊島区はこれまでも自転車放置者からはその撤去・保管手数料を、自転車駐車場利用者からは使用料を徴収してきたところであるが、こうした施策の第一の受益者は自転車の利用者であるから、その者からの費用徴収が撤去・保管費用や自転車駐車場の維持・管理費の2分の1前後の額になるよう改めることである。」とし、それを前提に（8ページ24行～）「鉄道事業者に求める費用の総額は、2節で述べたことを前提に、自転車放置者および自転車駐輪場利用者の負担総額を上回らないと同時に、費用総額から自転車放置者および自転車駐車場利用者の負担総額を控除した額（区の実質的負担額）の少なくとも2分の1以下とするという二つの条件を満たす必要があると考える。」と結論付けております。

しかし、先の条件に従えば、自転車放置者と自転車駐車場利用者（以下「自転車利用者」と略称）が支払う撤去保管手数料と自転車駐車場使用料の合計に、鉄道事業者が支払う納税額が及ばない場合はあり得ることになります。

このことは自転車利用者から見れば釈然としないところではないでしょうか。

私はこの際、「自転車利用者と鉄道事業者の両者が同額を負担し合う」という基本原則をたてるべきだと思います。

そして勿論、鉄道事業者が自転車駐車場を自ら建設するような場合には、減額または還元措置をとるべきことと思います。

3. その他

最後に、報告書（案）が触れていない問題でたいへん恐縮ですが、この機会に一言申し上げたいことがございます。

それは、放置自転車対策費の事業コストの削減について、区は極力努力しておられることとは思いますが、なお一段の努力をされるよう望みます。

たとえば、撤去作業にともなう人件費、車両費等にコスト削減の余地がどうか再検討をしていただきたい。委託業者の選定は入札制かどうか知りませんが、指名制であれば入札制にすべきだし、または区民からアイデアを募集する等に、それらの成果を区民に公表することにしては如何でしょうか。

また、返還業務についても、保管期間の40日は長すぎるのではないかと、処分自転車の対価にも関係することであり、再検討の余地がないのかどうか。

これらのことは、この委員会の検討外の事項かも知れませんが、新たに課税する場合の納税者への心配りをと考えると、敢えて申し添えました。

以 上